

別紙 2

ひな形

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

【洪水・土砂災害・高潮・津波編】

平成 29 年〇〇月〇〇日

【〇〇市町村】

1. 目的

本マニュアルは、「洪水等・土砂災害・高潮・津波」の際の安全で迅速な避難の実現を目的として「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するにあたり、基本事項を定めることとし、地域の水害特性や社会特性に応じたマニュアルとする。

2. 避難勧告等の対象とする災害

(1) 洪水等 (2) 土砂災害 (3) 高潮 (4) 津波

3. 避難勧告等の発令について

a) 避難勧告等の発令の種類

(1) 避難準備・高齢者等避難開始 (2) 避難勧告 (3) 避難指示(緊急)

b) 避難勧告等により立退き避難が必要な住民に対して求める行動

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	・災害発生の可能性があり、避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される状況	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。
避難勧告	・災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況	・予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1) への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2) を行う。
避難指示(緊急)	・災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況	・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・津波災害から、立退き避難する。

- 注1 津波は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみ発令。
- ※1) 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物
 - ※2) 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋への移動

4. 洪水等の避難勧告等

4-1 避難勧告等の対象とする河川

河川名	管理者	指定状況
一級河川〇〇〇川	□□□□	洪水予報河川
一級河川〇〇〇川	□□□□	水位周知河川

[国：ガイドライン②
P10]

4-2 避難勧告等の発令対象区域

・避難勧告等の対象とする区域は「洪水浸水想定区域等」を基本とする。

No	市町名	避難場所	世帯数	〇〇〇川
1	〇〇市●●町	□□小学校	〇〇〇	□～□m未満
2	〇〇市●●町	□□小学校	〇〇〇	△～△m未満

4-3 避難勧告等の発令を判断するための情報

[国：ガイドライン②
P11～P15]

4-4 避難勧告等の発令の判断基準

[洪水予報河川]

1) 避難準備・高齢者等避難開始

1～4のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。

1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合

2：指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)

3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合

4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

[国：ガイドライン①

巻末資料 P41～P44]

[国：ガイドライン②
P15～P18]

2) 避難勧告

1～4のいずれかに該当する場合に避難勧告を発令するものとする。

1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mに到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合）

2：指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が危険箇所の堤防天端高相当水位を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）

3：異常な漏水・侵食等が発見された場合

4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

3) 避難指示（緊急）

1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令するものとする。

1：決壊や越水・溢水が発生した場合

2：A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する）〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、危険箇所の堤防天端高相当水位である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）

3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合

4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）

[水位周知河川]

[国：ガイドライン②]

P18～P21]

1) 避難準備・高齢者等避難開始

1～4のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。

1：A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達した場合

2：A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

① B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合

② A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合

③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）

3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合

4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位のいずれもが設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる

※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること

2) 避難勧告

1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

1：A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である〇〇mに到達した場合

2：A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

① B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合

② A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合

③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）

3：異常な漏水・侵食等が発見された場合

4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること

※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

3) 避難指示（緊急）

1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令するものとする。

1：決壊や越水・溢水が発生した場合

2：A川のB水位観測所の水位が危険箇所の堤防天端高相当水位である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）

3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）

[その他河川等]（大阪府管理河川）

1) 避難準備・高齢者等避難開始

1～4のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。

1：水防活動の目安となる水位が設定されている場合は、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達した場合

2：水防活動の目安となる水位が設定されている場合は、A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

① B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合

② A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合

③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）

3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合

4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位のいずれもが設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる

※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つまたは複数選択すること

※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。

2) 避難勧告

1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

1：水防活動の目安となる水位が設定されている場合は、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である〇〇mに到達した場合

2：水防活動の目安となる水位が設定されている場合は、A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

① B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合

② A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合

③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）

3：異常な漏水・侵食等が発見された場合

4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つまたは複数選択すること

※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。

3) 避難指示（緊急）

1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令するものとする。

1：決壊や越水・溢水が発生した場合

2：水防活動の目安となる水位が設定されている場合は、A川のB水位観測所の水位が危険箇所の堤防天端高相当水位である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）

3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）

[その他河川等] (市町村管理河川)

＜避難勧告等を対象としない小河川・下水道等の条件（次の3条件に該当することが必要）＞

- ・最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

1) 避難準備・高齢者等避難開始

1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。

1：水防活動の目安となる水位が設定されている場合は、A川のB水位観測所の水位が〇〇m（水防団待機水位等）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合

- ① B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合
- ② A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合
- ③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）

2：軽微な漏水・侵食等が発見された場合

3：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つまたは複数選択すること

※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②または③を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。

[国：ガイドライン②
P21～P24]

2) 避難勧告

1～3のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

1：水防活動の目安となる水位が設定されている場合は、A川のB水位観測所の水位が〇〇m（氾濫注意水位等）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合

- ① B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合
- ② A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合
- ③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）

2：異常な漏水・侵食等が発見された場合

3：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つまたは複数選択すること

※3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。

3) 避難指示（緊急）

1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令するものとする。

1：決壊や越水・溢水が発生した場合

2：水防活動の目安となる水位が設定されている場合は、A川のB水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）

3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）

※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、2の水位基準に代わり、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。

[水位周知下水道]

今後、水位周知下水道に指定した場合は、以下を参考に避難勧告等の判断を行う。

- ・ 水位周知下水道における内水氾濫については、内水氾濫危険水位に到達した場合に避難勧告を発令することを基本とし、雨量情報等をあわせて活用する。大雨警報（浸水害）の危険度分布（平成 29 年度出水期から提供開始）は、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断材料とすることも考えられる。
- ・ 浸水が発生した場合や、重大な被害が生じることが想定される場合等は、避難指示（緊急）を発令する。
- ・ 下水道は流域面積が相当小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。

[国：ガイドライン②
P21～P24]

[避難勧告等の解除の考え方]

- 1) 洪水予報河川、水位周知河川
- 2) その他河川等

[国：ガイドライン②
P24～P25]

4-6 避難勧告等の伝達

- 1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文
- 2) 避難勧告の伝達文
- 3) 避難指示（緊急）の伝達文

[国：ガイドライン①
P19～P20]

5. 土砂災害の避難勧告等

5-1 避難勧告等の対象とする土砂災害

- ・急傾斜地 ・土石流

[国：ガイドライン②
P28～P29]

5-2 避難勧告等の発令対象区域

- ・急傾斜地崩壊危険箇所

No	地区名	避難場所	世帯数	備考	
				警戒区域	特別警戒区域

- ・土石流危険渓流

No	地区名	避難場所	世帯数	備考	
				警戒区域	特別警戒区域

- ・地すべり危険箇所

No	地区名	避難場所	世帯数	備考	
				警戒区域	特別警戒区域

5-3 避難勧告等の発令を判断するための情報

[国：ガイドライン②
P30～P31]

5-4 避難勧告等の発令の判断基準

1) 避難準備・高齢者等避難開始

[国：ガイドライン②
P31～P34]

1～4のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。

1：土砂災害警戒準備情報が発表された場合（ただし、大雨警報（土砂災害）が発表されている場合に限る）

※土砂災害警戒準備情報は、平成30年2月に廃止する予定。

2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合

3：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合（※）

4：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

注1 上記1～4以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。

注2 土砂災害に関するメッシュ情報は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例2において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害に関するメッシュ情報の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）の発表に基づき避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討してもよい。

2) 避難勧告

1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

1：土砂災害警戒情報が発表された場合

2：土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合

3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

注：上記1～4以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。

3) 避難指示（緊急）

1～5のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令するものとする。

1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合

2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合

3：土砂災害が発生した場合

4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合

5：避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合

4) 避難勧告等の解除の考え方

[国：ガイドライン② P34]

5-5 避難勧告等の伝達

1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文

2) 避難勧告の伝達文

3) 避難指示（緊急）の伝達文

[国：ガイドライン①
P20～P21]

6. 高潮の避難勧告等

6-1 避難勧告等の対象とする高潮

高潮により命を脅かす危険性があるケースを以下の二つに分類する。

- ・ 高潮時の波浪が海岸堤防を越えるなどにより、海岸堤防に隣接する家屋等を直撃する場合。
- ・ 高潮高が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。

[国：ガイドライン② P35]

6-2 避難勧告等の発令対象区域

※現在、国・大阪府において「想定する最大規模の外力及び浸水区域」について検討中であることから、現時点で想定しうる「大阪湾高潮対策危機管理行動計画ガイドライン（平成22年3月大阪湾高潮対策協議会）」に基づき、整理する。尚、新たにガイドラインが策定された際は、その結果を受け随時修正するものとする。

・ 浸水による発令対象区域

No	市町名	世帯数	人数	浸水深
1	〇〇市●●町	〇〇〇	〇〇〇	□～□m
2	〇〇市●●町	〇〇〇	〇〇〇	□～□m

6-3 避難勧告等の発令を判断するための情報

[国：ガイドライン②
P36～P37]

6-4 避難勧告等の発令の判断基準

1) 避難準備・高齢者等避難開始

[国：ガイドライン②
P37～P40]

1～3のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。

1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合

2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合

3：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合

2) 避難勧告

1～4のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。

1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合

2：水位周知海岸において、高潮氾濫危険情報が発表された場合

3：高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合

4：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合

注 暴風警報等に記載されている警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）にも留意して、暴風で避難できなくなる前に避難勧告を発令する必要がある。

3) 避難指示（緊急）

1～4のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令するものとする。

1：海岸堤防等が倒壊した場合

2：水門、陸閘等の異常が確認された場合

3：異常な越波・越流が発生した場合

4：潮位が「危険潮位[※]」を超え、浸水が発生したと推測される場合

※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位

4) 避難勧告等の解除の考え方

[国：ガイドライン② P40]

6-5 避難勧告等の伝達

[国：ガイドライン① P21～P22]

1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文

2) 避難勧告の伝達文

3) 避難指示（緊急）の伝達文

7. 津波の避難指示（緊急）

7-1 避難指示（緊急）の対象とする津波

[国：ガイドライン② P41]

津波は 20cm から 30cm 程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度 4 程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

7-2 南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波災害

浸水面積（浸水深〇〇m以上）	最大津波水位
〇〇ha 又は□□□□□m ²	TP+〇〇m

※想定については、大阪府ホームページ「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」（平成 25 年 8 月大阪府発表）結果

7-3 避難指示（緊急）の発令対象区域

[国：ガイドライン②
P41～P42]

(1) 大津波警報の発表時

・最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき大阪府が設定した津波浸水予測図（平成 25 年 8 月作成）における津波浸水想定区域）を基本とする。

ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、下記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。

住所	浸水深
□□□市△△△町〇〇〇	〇〇m～〇〇m
□□□市△△△町〇〇〇	〇〇m～〇〇m
□□□市△△△町〇〇〇	〇〇m～〇〇m

(2) 津波警報の発表時

・津波の高さが高いところで 3 m と予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。

・ただし、津波の高さは、予想される高さ 3 m より局所的に高くなる場合も想定されることから、避難対象区域は広めに設定する必要がある。

(3) 津波注意報の発表時

・津波の高さが高いところで 1 m と予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。

・ただし、津波の高さは、予想される高さ 1 m より局所的に高くなる場合も想定

されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。

・海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。

7-4 避難指示（緊急）の発令を判断するための情報

[国：ガイドライン② P43]

7-5 避難指示（緊急）の発令の判断基準設定の考え方

[国：ガイドライン②
P43～P44]

- ・どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令する。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象となる地域が異なる。

・避難指示（緊急）の判断基準

1～2のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。

1：大津波警報、津波警報、津波注意報の発表

（ただし、避難指示（緊急）の対象区域が異なる。）

2：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

・遠地地震の場合の避難勧告等

我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討するものとする。

・避難指示（緊急）の解除

・避難指示（緊急）の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

・浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

7-6 避難指示（緊急）の伝達

[国：ガイドライン①
P22～P23]

- 1) 大津波警報、津波警報が発表された場合
- 2) 強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合
- 3) 津波注意報が発表された場合

8. 避難勧告等の発令

8-1 躊躇なく避難勧告等を発令するための体制

- 1) 市町村長が不在の場合の委任順位の選定

[国：ガイドライン②

P46～P47]